

2017年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(未修者)

以下に続く資料は、2017年3月1日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、あらかじめご了承ください。

<公式サイトURL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/>

<一橋大学学術総合システム Mercas (Web シラバス)>

<https://mercas.hit-u.ac.jp/Campus/Web/UniversityPortal/UserAttestation/WFU06010.aspx>

ID、パスワードの入力なしでログインしても閲覧ができます。

2017/3/1 現在

憲法 I 阪口正二郎

この授業は、憲法で保障された権利について授業を行います。ただし、適正手続、国務請求権（裁判を受ける権利など）、参政権は後期の「憲法Ⅱ」で総論、統治機構とともに扱いますので、この授業の対象外となります。

授業は、あらかじめ Web を通じて配布した「予習シート」に従って、受講生と質疑応答を行い、必要な事項について講義を行います。毎回、「予習シート」の設問をすべて聞くことはありませんが、予習はしておいて下さい。質問はランダムに指名して聞きます。授業後は、同じく Web を通じて「復習シート」を配布しますので、それを用い、基本書や判例集で補いながら復習を各自行って下さい。

教科書としては、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）を用いますが、長谷部・石川・宍戸編『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ（第6版）』（有斐閣、2012年）も必要ですし、また授業にはいわゆる六法をコンパクトなもののでよいので持参するようにしてください。

憲法の学習については、まずは上記の芦部『憲法』をざっと一読し、憲法とはどんなことを学ぶものなのか、どこに何が書かれているのかなど把握しておいて下さい。この教科書は比較的記述がコンパクトですが、読んでいて分からないことがあれば適宜他の定評ある基本書の同じ項目を当たって理解するようにしてください。

入門書として、授業前に読んでおくと参考になるのは、安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本（第2版）』（有斐閣、2014年）です。

以下は、第1回目の授業の予習シートです。

※（事務室より）憲法Ⅰの予習シート1は同封した別紙にも掲載しています。

2017年度「憲法Ⅰ」予習シート1

阪口 正二郎

2017年度の「憲法Ⅰ」の第1回目の授業は、「近代立憲主義と日本国憲法、人権、憲法上の権利と公共の福祉」について扱う予定です。さしあたり、芦部信喜『憲法（第6版）』の第1章、第2章と、第5章のうちの1-3節、第6章第1節をよく読んでおいて下さい。

そのうえで以下の設問について答えられるように準備しておいて下さい。設問の中には、01、05、06、07、12、13 のように難しいものもあります。そうした設問については必要以上に文献にあたって調べる必要はありません。とりあえず、上記予習文献を読んだうえで、自分の頭で考えてみてください。

今回の授業は、法科大学院生として共通に到達しなければならないとされるいわゆる共通到達目標(コア・カリキュラム)の第2次修正案(一橋バージョン)の1-1「憲法の観念及び立憲主義」、3-1「基本的人権の観念」、3-4の「基本的人権の制約」に基本的に対応するものですが、細かい事項はコア・カリキュラムを確認しながら自習して下さい。コア・カリキュラムの一橋バージョンは「ロー・ライブラリー」で閲覧することができます。

【項目】 今回の授業で扱う主たる項目は以下の通りです。

- (1) 形式的意味での憲法と実質的意味での憲法の区別
- (2) 硬性憲法と軟性憲法の区別
- (3) 憲法の最高法規性とは
- (4) 近代立憲主義と法の支配
- (5) 日本における立憲主義の展開
- (6) 近代立憲主義の現代的展開
- (7) 憲法上の権利の分類
- (8) 憲法における権利の保障と公共の福祉——制約原理としての公共の福祉
- (9) 「二重の基準」論
- (10) 「三段階審査」とは
- (11) 違憲審査基準とは
- (12) 違憲審査基準の2つの機能

【設問】

- 01 「形式的意味での憲法」と「実質的意味での憲法」はどのように区別されているか？イギリスの場合を参考に考察せよ。1973年に改正される以前のスイス連邦憲法25条の2は、「出血前に麻痺させることなく動物を殺すことは、一切の屠殺方法および一切の種類の家畜について例外なくこれを禁止する」と定めている。この規定は「実質的意味での憲法」だと言えるか？
- 02 硬性憲法と軟性憲法はどのようにして区別されるのか？
- 03 憲法が「最高法規である」とはいかなることを意味するか？日本国憲法が

最高法規である旨定める憲法 98 条は日本国憲法が最高法規であることの根拠となりうるか？

- 04 「立憲的意味の憲法」とはいかなる概念か？立憲主義と近代立憲主義はどのような関係にあるか？
- 05 大日本帝国憲法はどのような特徴を有する憲法か？大日本帝国憲法はもともと欠陥を有していたから戦前のひどい状況をもたらしたのか、それとも運用が悪かったからひどい状況をもたらされたのだろうか？
- 06 日本国憲法は押し付けられた憲法である、という議論についてどのように考えればいいのだろうか？
- 07 基本的人権を憲法で保障することにはいったいどのような意味があるか？
- 08 「公共の福祉」に関する①「一元的外在制約説」、②「(内在・外在) 二元的制約説」、③「一元的内在制約説」とは、それぞれどのような考え方で、いかなる違いがあるのか？
- 09 「比較衡量」「利益衡量」論とはどのような議論か？判例はこれに対してどのような立場をとっているのだろうか？この理論にはどのような問題点があるか？
- 10 「二重の基準」論とはどのような議論だろうか？その根拠は何だろうか？判例は「二重の基準」論に立っていると考えられるか？
- 11 「二重の基準」論で行けば、芸術的な表現行為や自己決定権はどの程度保障されるべきなのだろうか？
- 12 「二重の基準」論からすれば違憲審査基準は 2 つしかないのだろうか？
- 13 審査基準はどのようなことを考慮して決められているのか？

+++++

民法 I 角田美穂子

教科書として、佐久間毅『民法の基礎 1 総則[第 3 版]』(有斐閣)、同『民法の基礎 2 物権』(有斐閣)を用います。

講義は、予習を前提に、基本的な知識が定着しているか否かを確認する場と心得てください。講義では、時に教科書から脱線して身近なケースを取り上げ、意見交換も行う予定です。教科書を熟読し、条文を確認したうえで講義に臨んでください。

● 予習指示

第 1 回の講義は、民法とは何か、基本的な概念、基本原則について検討しま

す。この点に関する教科書の記述(14 頁まで)はあまり充実していないので、各自で手元にある基本書をもう一度確認しておいてください。

その上で、次の設例について考えを巡らせておいてください。

●設例●

X が Y スーパーで購入した冷凍餃子を調理していたら異臭がして、腹ペコで食べ始めていた X は激しい腹痛を覚え、嘔吐を繰り返し、救急車で搬送された。保健所の検査で冷凍餃子には農薬が混入していたことが判明した。冷凍餃子は、中国の A 社製で日本の B 社が輸入、Y は食品卸売業者 C 社から納入したものであった。この場合、誰がどのような法的責任を負うか。

●新学期までの過ごし方——とくに初学者の方へのお勧め

山下純司・島田聡一郎・宍戸常寿『法解釈入門』(有斐閣)

道垣内弘人『リーガルベシス・民法入門』(日本経済新聞社)

+++++

民法Ⅱ 滝沢昌彦

「最低限これだけはしておきなさい」という意味での必須の予習はないです。

しかし、講義が始まると比較的早いペースで進みますので(そうせざるを得ない)、あらかじめテキスト(内田貴『民法Ⅱ債権各論(第3版)』東京大学出版会)を購入して自分を読んでおくのは有益かと思います。併せて、民法の条文も読むようにして下さい。必ずしも読みやすいものではありませんが、「習うより慣れろ」です。繰り返す内に、何となく分かるようになると思います。

なお、開講時に、いわゆるコア・カリキュラムを配布します。一種の質問票として使用したいと思っていますので、これは毎回持参して下さい。ここでも「習うより慣れろ」です。いろいろと不安もあるでしょうが、始まってしまえば何とかなるでしょう。

+++++

民法Ⅳ 小粥太郎

民法Ⅳでは、民法のうち家族法といわれる分野について基礎的理解を得るための授業を行います。家族法は、法学未修者にとって親しみやすい分野だと思えますが、法学の一分野として家族法を学ぶには、民法の他の部分の理解が前提となることに注意が必要です。とくに、民法Ⅰで扱う民法総則（とくに、民法第Ⅰ編総則第Ⅱ章人、同第Ⅴ章法律行為）の理解が重要です。他にも、程度の大小はありますが、同じく民法Ⅰで扱う物権（第Ⅱ編物権第Ⅰ章総則、同第Ⅲ章所有権第Ⅲ節共有）、民法Ⅲで扱う債権総論の一部（とくに第Ⅲ編債権第Ⅰ章総則第Ⅱ節債権の効力等）の理解が必要になることが少なくありません。

上記の次第ですので、民法Ⅳ自体について、開講前の予習は不要ですが、入学前に、民法Ⅰの指定教科書のうち民法総則・物権に該当するものをひととおり読み理解すること、それが困難であれば、道垣内弘人『リーガルベイス民法入門』（日本経済新聞出版社）を、上記の要注意分野に重点を置いて読み、理解することをおすすめします。その際、法科大学院コアカリキュラム第一次案の問いかけに答えられるかを確認しながら読むこと、あるいは、短答式の問題を解いてみながら読む（司法試験の過去問はやや細かく難しい問題がありますが、法務省のホームページに問題も解答も掲載されています、商事法務編『タクティクスアドバンス民法』も法学検定試験の過去問などを集めた短答式問題集です）とよいと思います。

未修1年次のカリキュラムも濃密なので、1回1回の授業を吸収するための準備をしておいていただくことをお願いいたします。

なお、民法Ⅳでは、特定の教科書は指定しません（レジュメを配付します）。予習復習には、①前田陽一ほか『民法Ⅵ親族相続（第4版）』（有斐閣リーガルクエストシリーズ、2017年3月刊行予定）や、②窪田充見『家族法（第3版）』（有斐閣、2017年3月刊行予定）が有益だと思います。

法科大学院コアカリキュラム第一次案

<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/pdf/091220-minpo01.pdf>

法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html

+++++

刑法 I 橋本正博

1. 予習内容

刑法 I の内容はほぼ刑法各論です。第 1 回の授業では、まず、法令や刑法判例等の情報の調べ方について概略を説明します。次に、「刑法」の構成や「刑法各論」の全体像、刑法の目的、解釈のあり方などを考えていく予定です。

教科書として、佐久間修・橋本正博・上嶋一高『刑法基本講義 総論・各論』第 2 版（2013 年、有斐閣）、または、担当者単著による、橋本『法学叢書 刑法各論』（2017 年、新世社）を指定します。教科書固有の内容について予習を求めることはありませんので、どちらか一方で結構です。刑法総論・各論全体の概略を説明した前者と、刑法各論についてより詳しく説明した後（刑法総論については別の本が必要となる）の性格の違いを理解して、選んでください。必須の予習事項ではありませんが、可能であれば、前者の第 1・2 章、または、後者の「法情報へのアクセスについて」と第 1 章に目を通しておいてください。

なお、法令集は、この科目に関しては、『ポケット六法』（有斐閣）、『デイリー六法』（三省堂）の規模のもので足りります。学習上の必要に応じて『判例六法』（有斐閣）等を備えても結構です。教場試験では、法科大学院備付の『ポケット六法』を貸与することになります。

初回授業で刑法の目的を考える手がかりとして、「買い物をした際、計算間違いで多く渡されたおつりを黙って受け取り自分のものにするのは犯罪か」という問いについて授業で意見をききます。「つり銭詐欺」などという言葉を知っている人もいるかもしれませんが、（刑）法の知識を期待しているのではなく、「なぜそれが犯罪である／犯罪でないのか」「どういうものが犯罪なのか」を考えようという趣旨です。

2. 推薦図書

井田良『基礎から学ぶ刑事法（第 5 版）』有斐閣、2013 年

版を重ねているすぐれた入門書です。刑法だけでなく刑事訴訟法や刑事政策学を含む刑事法の全体像を描いた本で、入門書とはいえ、通常の教科書・概説書では触れられないような内容に及んでいます。必読というわけではありませんが、既に刑法を勉強したことがある人にも随所に参考になることがありそう

です。初学者には、ひとつひとつを理解することにあまりこだわらず、一通り読んでからまた読み返してみることをおすすめします。

+++++